

## SAGA2024感染症予防対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「SAGA2024防疫対策要項」に基づき、SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する感染症予防に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

- (1) 県委員会及び会場委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、SAGA2024における感染症予防に向けて、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課（以下「県健康福祉政策課」という。）及び保健福祉事務所と連携し、広報・啓発活動に努めるとともに、県健康福祉政策課及び保健福祉事務所に対し、感染症対策の実施を依頼する。
- (2) 県健康福祉政策課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、関係団体等の協力を得ながら、保健福祉事務所に必要な広報啓発活動や施設指導を指示するなど、効果的に感染症予防対策を推進する。
- (3) 保健福祉事務所は、県健康福祉政策課の指示に基づき、県・会場地委員会と連携し、広報啓発活動を展開するとともに、必要に応じ対象業務従事者の健康管理に万全を期すよう指導するなど、感染症予防の確保を図る。

### 3 実施内容

#### (1) 広報活動

##### ア 広報の内容

##### (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

大会参加者等に対し、手洗いや適切なマスク着用を含む咳エチケット、換気の徹底等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

##### (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

大会参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

##### イ 活動の内容

##### (ア) 県委員会

県委員会は、県健康福祉政策課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町・関係団体等への配布・掲示
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用したPR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健福祉事務所及び市町担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健福祉事務所は、大会参加者等に対し、感染症予防等の健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。

(3) 衛生備品の配備

県委員会は、両大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、開・閉会式会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の配備を行う。

なお、競技・練習会場については、会場地委員会が配備するものとする。

(4) 感染症患者の発生時の措置

保健福祉事務所は、大会参加者等に感染症患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に規定する感染症等）が発生した場合は、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延の防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

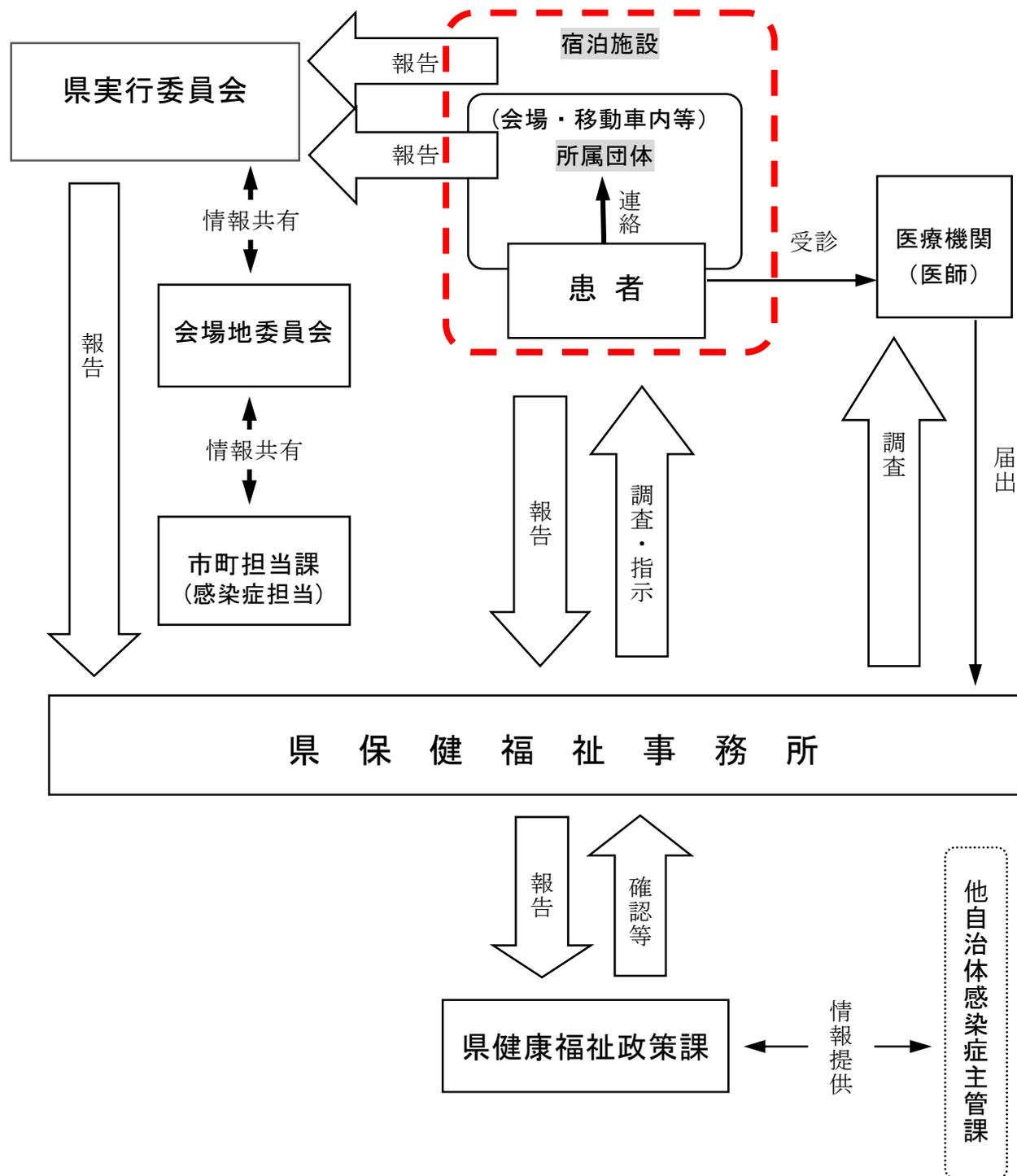
両大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

## 4 その他

- (1) 大会参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応等については、「SAGA2024食品衛生対策実施要領」に定める。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康福祉政策課が協議の上、別に定めるものとする。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

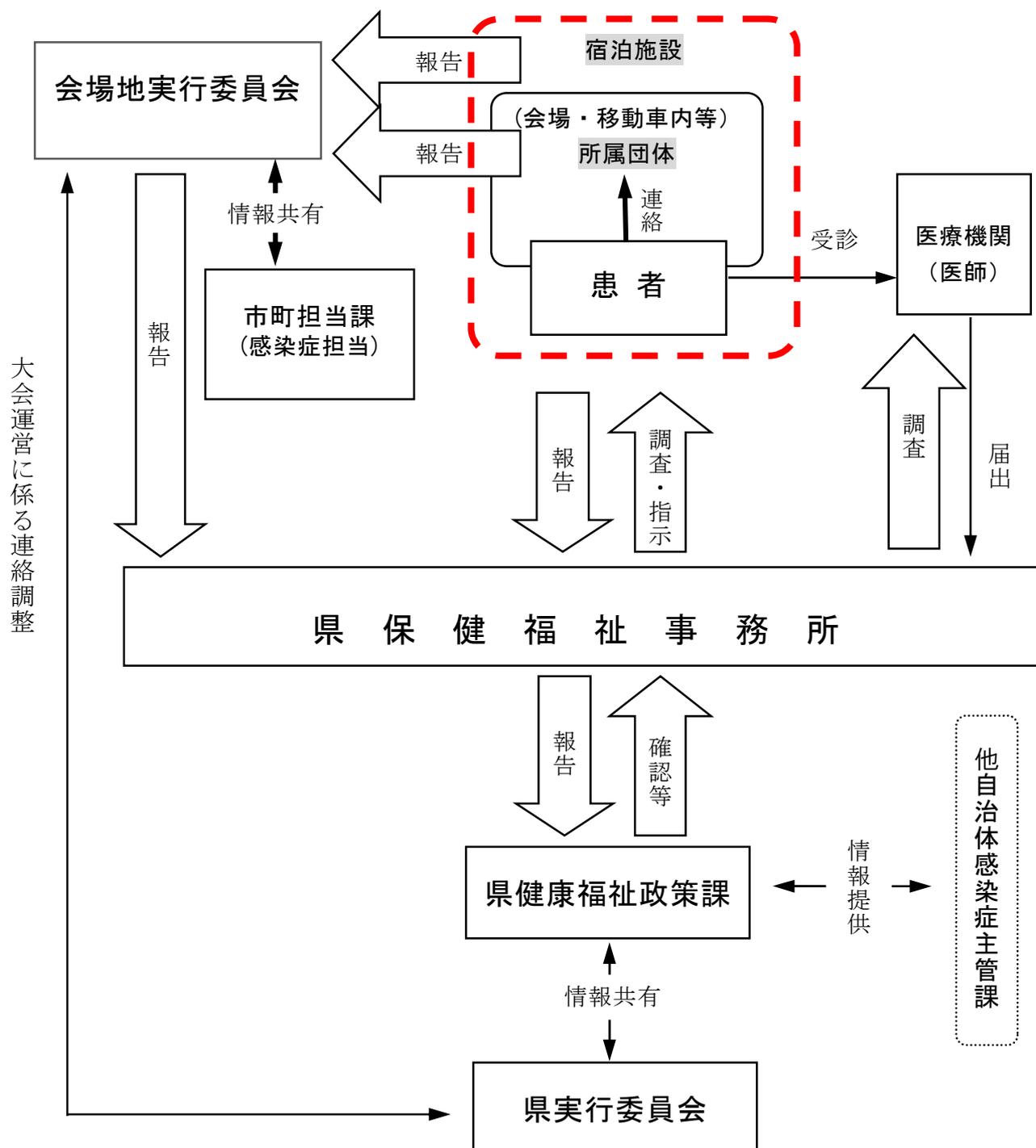
< 国スポ総合開閉会式・全障スポ開閉会式・全障スポ競技会 >



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健福祉事務所及び県実行委員会に報告する。
- ◆ 県実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健福祉事務所に報告する。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健福祉事務所に連絡するよう、周知する。

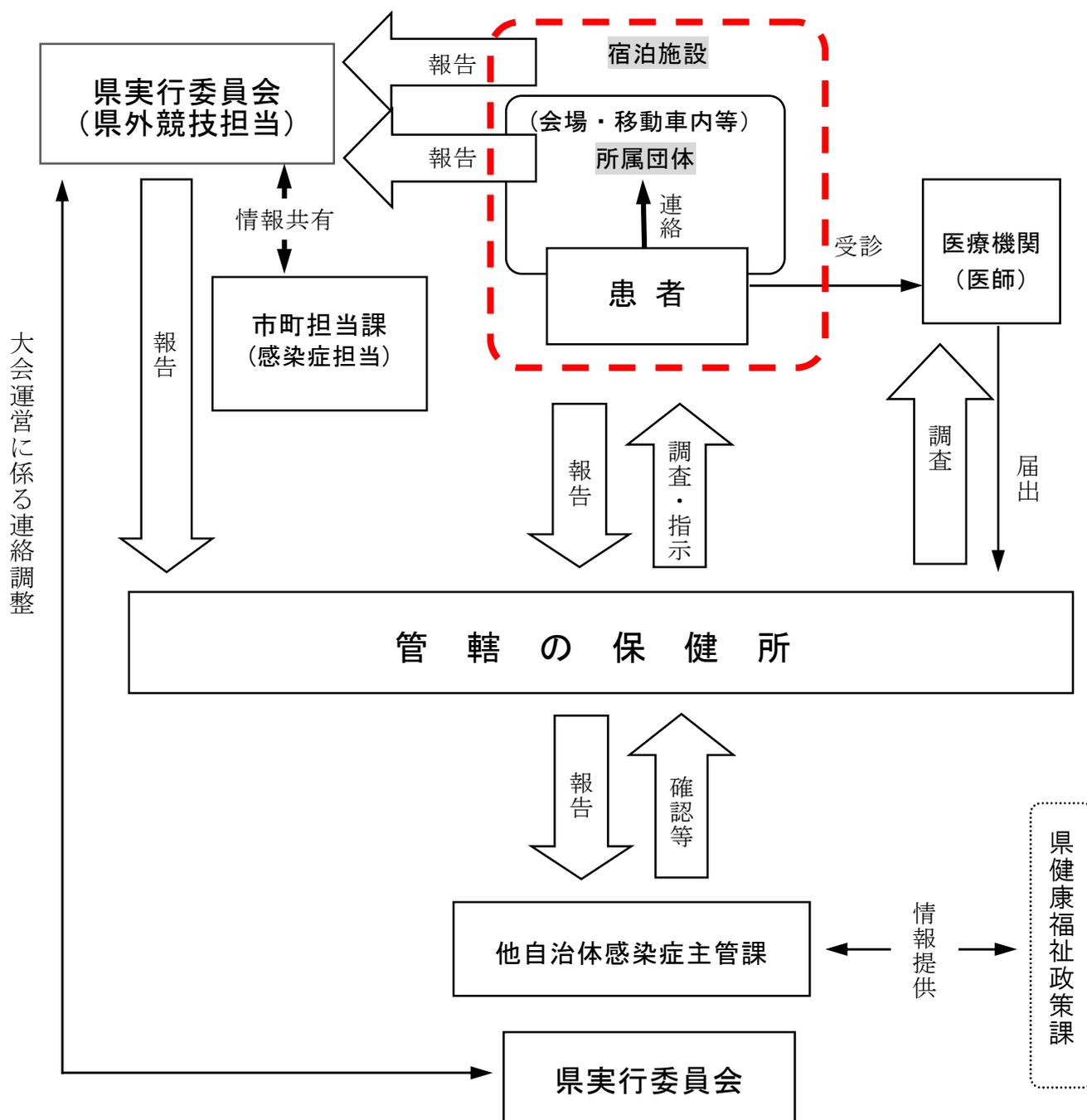
## 感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

&lt; 国スポ競技会 &gt;



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健福祉事務所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健福祉事務所に報告、県実行委員会に情報共有を行う。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健福祉事務所に連絡するよう、周知する。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（佐賀県）  
 < 県外競技 >



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健所及び県実行委員会（県外競技担当）に報告する。
- ◆ 県実行委員会（県外競技担当）は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健福所に連絡するよう、周知する。